

# 泉佐野市地域防災計画修正概要

## ■ 地域防災計画修正の基本的考え方

- ▶ 大規模地震災害、西日本豪雨災害等の近年の記録的な集中豪雨とそれによる水害及び土砂災害の発生等、過去の災害事例やその教訓を活かす。
- ▶ 地域防災計画の修正に合わせ、補完する計画やマニュアルも併せて策定し、その内容を、当該計画へ反映させることにより、実効性のある計画とする。

(補完計画等)

避難指示等の判断基準・伝達マニュアル

津波・河川氾濫・高潮に対する避難計画

- ▶ 前回修正以降に改正された災害対策基本法や各種法令を反映し、国の防災基本計画や大阪府地域防災計画等の上位計画と整合を図り、想定される南海トラフ地震等の災害に対し、国・府及び関係機関と連携を図りながら対策を図っていく。

## ■ 地域防災計画の重点修正項目

### 1. 避難勧告・指示を一本化し、避難情報のあり方を包括的に見直し

- 避難勧告・指示を一本化し（避難勧告の廃止）、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直した。  
⇒ [第3編/第4章/第1節 避難誘導 p203] ほか  
[避難指示等の判断基準・伝達マニュアル]

### 2. コミュニティ・タイムラインの作成による迅速かつ適切な避難行動の啓発

- 高潮や河川氾濫から住民等が生命や安全を守るための迅速かつ適切な避難行動を実施するため、地域の自主防災組織とともにワークショップを開催し、避難対象地区や避難目標の明確化、災害時・平常時の対応検討及びコミュニティ・タイムライン（19地区）の作成を行い、津波・河川氾濫・高潮に対する避難計画の策定を行った。  
⇒ [第2編/第3章/第4節 水害予防対策の推進 p114] ほか  
[津波・河川氾濫・高潮に対する避難計画]

### 3. 男女共同参画（女性の参画による防災力の向上）の視点

- 人口減少、少子高齢化等により、これまで男性中心で進められてきた地域防災力が低下しつつあることから、様々な防災関係組織への女性の参画を促進することで、地域防災力の向上を図ることが求められているため、関連の記載を充実させた。  
⇒ [第1編/第7節 計画の修正および周知徹底 p30]  
⇒ [第2編/第2章/第1節 総合的防災体制の整備 p44] ほか

### 4. 個別避難計画の作成による避難行動要支援者の避難支援の実効化

- 災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、個別避難計画を作成するよう努める必要性について記載した。  
⇒ [第2編/第1章/第10節 避難行動要支援者支援体制の整備 p79] ほか

### 5. 応急職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）の活用について

- 総務省では、大規模災害発生時に被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員派遣の仕組みとして「応急職員派遣制度（被災市区町村応援職員確保システム）」を構築している。このため、当該システムを活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めることを記載した。  
⇒ [第3編/第1章/第3節 避難所の開設・運営等 p152]

### 6. DWAT（災害派遣福祉チーム）に関する記述の追加

- 大阪府に災害派遣福祉チーム（DWAT）が設置されたことに伴い、本市地域防災計画に関しても当該組織に関する記載を追加した。
- なお、府と異なり、本市はあくまで受援、派遣要請を行う立場であることから、府を活動主体とした記述内容とした。  
⇒ [第2編/第1章/第10節 避難行動要支援者支援体制の整備 p77]  
⇒ [第3編/第4章/第3節 避難行動要支援者への支援 p215]

### 7. 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた対策等の追記

- 新型コロナウイルス感染症の発生・拡大を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の必要性につ

いて記述した。

⇒ [第1編/第1節 本計画の目的 p2]

⇒ [第2編/第1章/第1節 総合的防災体制の整備 p39]

⇒ [第3編/第4章/第2節 避難所の開設・運営等 p214]

⇒ [第3編/第8章/第1節 保健衛生活動 p257]

## ■ 関係法令・上位計画等の見直しを踏まえた修正

頻発する災害を踏まえた課題に対応するため災害対策基本法の改正が令和3年5月に実施された。また、災害対策基本法の改正や近年の災害対応の教訓等を踏まえて修正が重ねられた国の防災基本計画（令和元年5月、令和2年5月、令和3年5月）の修正、避難勧告・避難指示の一本化等をもとに見直された大阪府地域防災計画（令和4年1月修正）の修正、その他さまざまな関係法令の改正を踏まえ、現段階において、本市の計画に反映できる項目について、修正を行った。

### <主な修正>

#### （1）災害対策基本法や関係法令の改正への対応

- ① 洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川について、過去の浸水実績等を市長が把握したときは、これを水害リスク情報として住民へ周知する制度を創設（水防法）[p116]
- ② 要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化（水防法・土砂災害防止法）[p118]
- ③ 救助実施市による救助と都道府県による連絡調整の実施（災害救助法）[p152]
- ④ 被災都道府県からの応援の求めを受けた都道府県が、その区域内の市町村に対して被災市町村への応援を求めることができることを明確化（災害対策基本法）[p152]

#### （2）国の防災基本計画の修正への対応

- ① 主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正（R2.5修正）への対応
  - ・災害リスクととるべき行動の理解促進 [p203]

- 河川・気象情報の提供の充実 [p173]
  - 災害廃棄物処理体制の整備 [p105]
- ② 主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正（R2.5 修正）への対応
- 長期停電・通信障害への対応強化 [p47]
  - 被災者への物資支援の充実 [p180]
- ③ その他最近の施策の進展等を踏まえた修正（R2.5 修正）への対応
- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施 [p214]
  - 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 [p80]
  - 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進 [p126]
- ④ 災害時における円滑かつ迅速な避難の確保
- 避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し[p203 ほか]
  - 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化 [p79 ほか]
- ※個別避難計画…避難行動要支援者（高齢者、障害者等）ごとに、避難支援を行う者や避難先等の情報を記載した計画
- (3) 大阪府地域防災計画の修正への対応
- 平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策 [p203]
  - 「災害モード宣言」の運用 [p191]
  - 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪 DWAT）について [p77、215]
  - 災害リスクと取るべき行動の理解促進 [p203]
  - 長期停電・通信障害への対応強化 [p47]
  - 被災者への物資支援の充実 [p180]
  - 災害時の新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正 [p2、39、214、257]
  - 想定し得る最大規模の高潮による浸水想定への対応 [津波・河川氾濫・高潮に対する避難計画]
  - 所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発する等、二次災害防止に向けた取組みを促進 [p102]
  - 自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整、情報提供 [p64]
  - 災害対応業務のデジタル化の推進 [p40]
  - 福祉避難所の活用による要配慮者の円滑な避難の確保 [p80]

- 女性の視点を踏まえた防災対策の推進 [p44]
- 防災ボランティアと自治体・住民・NPO 等との連携・協働の促進[p29、94、105、252、258、260]
- 正常性バイアス等の必要な知識を教える実践的な防災教育の推進 [p86]

**(4) 近年の災害教訓を踏まえ泉佐野市の特性を考慮した実効化**

- 被災想定地区における防災ワークショップの実施結果（コミュニティタイムライン、地区別の避難経路の策定）の反映 等

**(5) 泉佐野市地域防災計画（令和2年4月修正）の時点修正**

- 人口、世帯数等の統計データ等の最新数値の差し替え
- 部課名等の変更への対応

**(6) 泉佐野市地域防災計画資料編（令和元年11月修正）の時点修正**